

令和3年度 鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金の手引き

一定の要件工事（バリアフリー化、断熱化、新型コロナ対策等）を含む30万円以上の住宅リフォーム工事に補助金が受けられます（すでに着工した工事は対象になりません）。

申請する世帯の種類によって補助率・上限額が異なり、さらに工事内容などに応じて加算があります。

世帯の種類	30万 40万 50万 60万 70万 80万 90万 150万(円)						
	基本補助額	内容による加算（工事費に対する割合・限度額）					
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯	工事費の20% 上限30万円	鶴岡産材 3㎡以上 +5% 10万円	空き家 活用 +5% 10万円	空き家 バンク +5% 10万円	三世代/ 近居世帯 +5% 10万円	出産 世帯 +5% 10万円	多子 世帯 +5% 10万円

世帯の種類	20万 30万 40万 50万 60万 70万 130万(円)					
	基本補助額	内容による加算（工事費に対する割合・限度額）				
上記以外の 一般世帯	工事費の10% 上限20万円	鶴岡産材 1㎡以上 または 仕上0.2㎡ 以上 +5% 10万円	鶴岡産材 3㎡以上 +5% 10万円	新型コロナ 対策 +5% 10万円	空き家 活用 +5% 10万円	空き家 バンク +5% 10万円

移住世帯で空き家を活用する世帯【特別枠】 工事費の一律20%・上限200万円

- 【世帯の定義】 移住世帯：**市外から移住して5年以内の世帯員がいる世帯（実績報告までに移住予定を含む）
又は東日本大震災時に被災地に居住しH28.3.31まで本市に移住した世帯員がいる世帯
- 新婚世帯：**婚姻した日から5年以内である世帯（実績報告までに婚姻予定を含む）
- 子育て世帯：**18歳以下の子がいる世帯（出産予定、ひとり親を含む）
- ※ 過年度に上記の世帯として申請した世帯員を除く。

1. 補助金を受ける条件（下記のすべてに該当すること）

- 本人または2親等以内の親族が所有し、本人が居住する住宅（店舗を除く）の工事であること
- 対象工事費が30万円以上（税込）であること
- 基準点が10点（工事費が50万円未満の場合は5点）以上の要件工事（裏面参照）を含むこと
- 着工又は完了していないこと（交付決定後に着工可能）
- 申請時に本市に住所があるか、実績報告までに本市に転入し居住すること
- 工事にあたり、市内業者（本市に住所がある個人事業者、または本店がある法人事業者）と請負契約すること
- 市税に滞納がないこと
- 令和4年2月10日（木）までに完了し実績報告書を提出できること
- 他の制度による補助または給付を受けないこと（他の制度が重複を認めている場合または他の制度とこの補助金の対象工事が明確に区分可能な場合を除く）
- 同一年度内にこの補助金を受けていないこと
- 暴力団員等でないこと

2. 募集期間 令和3年4月1日（木）～令和4年1月14日（金）

（ただし、先着順で予算がなくなり次第終了します）

3. 申請方法 必要書類をそろえて、市役所本所4階建築課へ提出してください

（受付は土日祝日を除く8:30～17:15。郵送不可）

お問合せ 建築課建築指導係 TEL25-2111（内線484・457）

令和3年度 鶴岡市リフォーム支援事業 要件工事一覧表

下記で10点(工事費50万円未満は5点)以上の工事を含むリフォーム工事が補助対象です。詳しくは詳細版でご確認ください。

工事内容		点数	
ウイルス対策 新型コロナ	1-1 宅配ボックス又はモニター付きインターホン設置	5点/箇所	
	1-2 住宅内や玄関脇に手洗い器設置	10点/箇所	
	1-3 タッチレス水栓器具設置	5点/箇所	
	1-4 通風式玄関ドアに取り替え又は換気用の開口部設置	10点/箇所	
	1-5 自動開閉式便座に取り替え	8点/箇所	
	1-6 テレワーク等を行うためのワークスペース設置又は既存居室をワークスペースに改良	10点/箇所	
減災・部分補強	2-1 住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上)を筋かいや構造用合板等で補強	10点/箇所	
	2-2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減	10点/箇所	
	2-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置	10点/箇所	
	2-4 主要構造部の柱を補強、又は増設	10点/箇所	
	2-5 基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	
	2-6 柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設	5点/箇所	
2-1から2-6は耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。			
断熱化 寒さ対策	3-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修	10点/工事	
	3-2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具等設置	5点/箇所	
	3-3 熱交換換気システム設置	4点/箇所	
	3-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材使用	2点/m ²	
	3-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器設置	10点/箇所	
バリアフリー化	4-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張	10点/m ²	
	4-2 勾配の緩い階段に交換又は改良	10点/箇所	
	浴室改良	(1) 浴室の床面積増加	10点/m ²
		(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする	10点/箇所
		(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備設置	2点/箇所
		(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具設置又は同器具に取り替え	3点/箇所
	便所改良	(1) 便所の床面積増加	10点/m ²
		(2) 便器を座便式のものに取り替え	10点/箇所
		(3) 座便式の便器の座高を高くする	10点/箇所
4-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すり取り付け			
	(1) 長さが100cm以上の手すり取り付け	2点/m	
	(2) 長さが100cm未満の手すり取り付け	2点/箇所	
4-6 居室、便所、浴室、脱衣所、玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差解消			
	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口、上がりかまち、浴室の出入口	10点/m ²	
	(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は2点/箇所	
出入口の戸	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替え	5点/箇所	
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替え	1点/箇所	
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具設置	2点～10点/箇所	
4-8 居室、便所、浴室、脱衣所、玄関又はこれらを結ぶ経路の床材を滑りにくい物に交換	1点/m ²		
4-9 エレベーターや階段用昇降装置設置	10点/箇所		
克雪化	5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事		
	(1) 雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具取り付け	2.5点/箇所	
	(2) 雪止め設置又は取り替え(5m未満は5点/箇所、5m以上は10点/箇所)	5点又は10点/箇所	
	(3) 固定式ハシゴ設置又は取り替え	1階分につき5点	
5-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事			
	(1)屋根の勾配を大きく (2)雪が滑りやすい屋根材に改良 (3)屋根に雪割板設置	10点/箇所	
5-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備設置	10点/箇所		
木材	6-1 住宅に鶴岡産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	

令和3年度 鶴岡市リフォーム支援事業 補助金額算出表

1) **リフォーム補助** リフォーム補助対象工事費 …… 円

	世帯区分、要件など	該当 チェック	補助率 補助対象 工事費 ×%	上限額	補助金額
補助 基本 額	移住世帯、新婚世帯、子育て世帯のいずれかに該当しますか？（「3」特別枠 該当を除く） ・移住世帯 … H28. 4. 1以降に市外から移住した世帯員がいる、又は東日本大震災時に被災地（岩手・宮城・福島）に居住しH28. 3. 31までに鶴岡市内に移住した世帯員がいる ・新婚世帯 … 申請時に5年以内に結婚した世帯員がいる ・子育て世帯 … H15. 4. 1以降に出生した世帯員がいる	<input type="checkbox"/>	20%	30万円	円
	上記以外の世帯（一般世帯）ですか？	<input type="checkbox"/>	10%	20万円	円
補助 加算 額	【新型コロナ対策（一般世帯のみ加算）】 新型コロナ対策の要件工事（工事基準点算出表 1-1から1-6のいずれか）を含みますか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【鶴岡産材使用（一般世帯のみ加算）】 鶴岡産材を1㎡以上又は仕上げ材で0.2㎡以上使用しますか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【鶴岡産材3㎡以上】 鶴岡産材を3㎡以上使用しますか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【空き家活用】 空き家（3年以内に相続、又は1年以内に贈与・売買されたもの。売買の場合 R3. 4. 1以降の中古住宅診断必要）を活用しますか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【空き家バンク登録】 R3. 4. 1時点で夫婦のいずれかが40歳未満で、NPO「つるおかランド・バンク」登録の住宅をリフォームする工事ですか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【三世帯世帯】 18歳以下の子ども（妊娠含む）がいる三世帯同居ですか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【近居世帯】 近くに親世帯または18歳以下の子どもがいる子世帯が住んでいますか？（1年以内に、半径2km以内に移った又は同一小学校区内に移った場合に限り）	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
	【出産世帯】 3年以内に出産した（妊娠含む）世帯員がいますか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円
【多子世帯】 18歳以下の子どもが3人以上いる世帯ですか？	<input type="checkbox"/>	5%	10万円	円	
補助額合計					① 円
合計時に千円未満切捨て→					円

2) **耐震補強** 耐震補強対象工事費 …… 円

要件	該当 チェック	補助率	上限額	補助金額
昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を耐震補強しますか？	<input type="checkbox"/>	補助対象 工事費 ×1/3	60万円	② 円

3) **特別枠**（移住世帯かつ空き家活用） 特別枠対象工事費 …… 円

世帯区分、要件	該当 チェック	補助率	上限額	補助金額
「移住世帯」と「空き家活用」の両方にあてはまりますか？	<input type="checkbox"/>	補助対象 工事費 ×20%	200万円	③ 円

リフォーム補助金額 …… (①+②) または③ 円

世帯要件等の詳しい条件について

◎ 移住世帯

平成28年4月1日以降に鶴岡市外から市内に移住した世帯員がいる世帯、又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る）に居住しており、平成28年3月31日までの間に鶴岡市に住み替えた世帯員がいる世帯

◎ 新婚世帯

補助申請時、5年以内に婚姻（実績報告までの予定も含む）した世帯員がいる世帯

◎ 子育て世帯

平成15年4月2日以降に出生した子がいる世帯（妊娠中、ひとり親を含む）

・ 三世帯世帯

平成15年4月2日以降に出生した子がいる三世帯同居の世帯（妊娠中含む）

・ 近居世帯

令和2年4月1日以降に、親世帯と子世帯（平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る）の居所が、以下の内容で新たに近居となった世帯

- ①親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km超から2km以下になった世帯
- ②親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域内になった世帯（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）

・ 出産世帯

平成30年4月1日以降に生まれた子がいる世帯（妊娠中含む）

・ 多子世帯

平成15年4月2日以降に出生した世帯員（妊娠中含む）が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯

過年度に「三世帯世帯」等でご利用された世帯員の方は、再度、同一又は別の世帯要件、加算によるお申込みは出来ません。

注
意
！

以前活用した世帯要件の対象者が重複しない世帯要件での利用は可能です。

例：過年度に「三世帯世帯」で申請 → 新たに子供が生まれて「出産世帯」加算で申請はOK



三世帯世帯でリフォーム補助を受けた
以降、新たに子供が生まれた

・ 空き家活用

3年以内に相続、又は1年以内に贈与又は売買した空き家（売買の場合は令和2年4月1日以降に中古住宅診断したものに限り）をリフォームする工事。

※中古住宅診断には県がおこなっている中古住宅診断補助（上限3万円）が利用可能です。

・ 空き家バンク登録

本人又は配偶者のいずれかが昭和57年4月2日以降に出生した世帯が、「NPO法人つるおかランド・バンク」に登録されている空き家をリフォームする工事。

・ 鶴岡産材

鶴岡市内の森林から伐採された原木を製材・加工した木材（「やまがたの木」認定事業者が証明する木材等）。

・ 耐震補強工事

昭和56年5月31日以前に着工された住宅を耐震診断に基づく補強計画により評点0.7以上に補強する工事。

提出書類について（注意点）

（１）共通提出書類

<p>工事内訳見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工者等から提出された見積内訳書のコピーを添付してください。 ・鶴岡産木材要件や地産木材使用要件の方は、どの場所にどの位使用するかも記載してください。 使用量単位m^3です。石で表記された場合は換算してください。 (1石\div0.2783m^3) ・他補助金を併用する場合は、見積書を分けていただくか、内訳書の中でリフォーム工事費に含める項目が分かるよう明記し、補助対象工事費が分かるようにしてください。 ・設置する設備・器具によっては、型番や性能がわかるカタログの写しの添付が必要な場合があります。 <p>※住まいのダイヤル（財団法人 住宅・リフォーム・紛争処理支援センター）ホームページにわかりやすいモデル見積内訳様式等が掲載されていますので参考にしてください。 (建築課リフォーム補助のページにリンク掲示してあります。)</p>
<p>工事設計図面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事する箇所を明示した図面です。 家全体の場合は全体がわかる平面図、トイレ改修等局所的な工事の場合は、トイレ部分のみの平面図でかまいません。外壁改修の場合は立面図を添付してどの部分を改修するかわかりやすく明示してください。 ・併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分がわかるようにした工事設計図面が必要な場合があります。
<p>着工前の写真 カラー印刷可 (1枚の大きさサービス版程度) ※A4 サイズの用紙や写真台帳に貼付け、提出をお願いします</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積内訳書で計上した工事予定箇所すべてがわかる写真 (大きさ サービス版程度)が必要です。 例：全面外壁改修 → 4面（東西南北）から住宅全体を撮影 例：トイレ改修 → トイレの改修する部分がわかるよう撮影 例：設備機器設置 → 新たに設置する機器の設置予定場所を撮影
<p>市税に対する 納税調査承諾書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（住宅所有者）の納税状況を確認するため、納税調査承諾書（様式4）の提出が必要となります。※納税証明書は不要です。 ただし、前年度の住所が鶴岡市外にあった方は、前住所があった市区町村が発行する納税証明書の添付が必要となります。 <p>※リフォームする住宅が共有名義の場合は共有者全ての方から納税調査承諾が必要となります。 ※申請者と住宅所有者が違う場合(2親等以内の親族の方)も申請者と住宅所有者の納税調査承諾が必要です。</p>
<p>固定資産税・都市計画税 納税通知書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例年5月中旬頃に納税義務者（通常は所有者）宛に鶴岡市より発送される通知書です。(最新年度版) ・表紙（住所・名前記載欄）、固定資産税・都市計画税の明細（2枚目）、課税資産の内訳（3枚目以降の申請する住宅部分）の最低3枚が必要です。 (所有権等確認資料とさせていただきます) ※5月中旬頃に郵送されるまでは令和2年度版でかまいません。 ※直近の相続や売買等により納税通知書がない場合は、建物登記簿・売買契約書等により所有権を確認させていただきます。 ※納税通知書を紛失した場合は固定資産課税台帳兼名寄帳を添付してください。 (市民課窓口で有料発行となります。 その場合リフォームする住宅の部分が必要です)

(2) 各世帯要件等で申請時提出が必要な書類

<p>移住世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票謄本（全事項記載されたもの） ※申請時に住所を鶴岡市に移していない場合は、実績報告時提出してください。 前年度の住所が鶴岡市外の場合は、前住所があった市区町村が発行する納税証明書が必要となります。
<p>新婚世帯、 出産世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票謄本（全事項記載されたもの） 婚姻世帯で、申請時に婚姻していない場合は婚約証明書を提出し、実績報告時に住民票謄本と戸籍謄本を添付する必要があります。 出産世帯で、申請時に出産していない場合は、母子手帳の写し添付してください。
<p>子育て世帯、 多子世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票謄本（全事項記載されたもの）
<p>三世帯世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票謄本（全事項記載されたもの） ※同一世帯でも、姓が違い、住民票も親世帯と子世帯で分かれる場合、親子関係が分かる書類（戸籍謄本など）の提出を追加で求める場合があります。
<p>近居世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 親世帯、子世帯全員の住民票謄本（全項目記載されたもの） 親世帯と子世帯の住宅敷地の直線距離が 2km 以下又は同一小学校区域内であることが確認できる資料 <p>※親世帯と子世帯双方の住民票及び住宅敷地の近い位置から 2 km以内であることを市販の地図や web 上の地図で示し提出してください。 同一小学校通学区区域圏については、市担当窓口(教育委員会)で住所から確認してください。</p>  <p>国土地理院（電子国土web）</p>
<p>売買契約の住宅を リフォームする方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売買契約の住宅の場合は購入等の年月日がわかる書類（登記簿謄本等） （登記前の場合は売買契約書の写し）
<p>空き家活用する方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 購入等の年月日がわかる書類（土地建物の登記簿謄本等） 購入の場合は中古住宅診断書の写し <p>※ 中古住宅診断には県がおこなっている中古住宅診断補助（上限額 3 万円）が利用可能です。</p>
<p>空き家バンク登録 の住宅を活用する 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「NPO 法人つるおかランド・バンク」が実施する空き家バンク事業に登録された空家であることが分かる資料 世帯全員の住民票謄本（全項目記載されたもの）
<p>鶴岡産材使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事基準点算出表（様式 3）の鶴岡産材等使用予定数量表を記載してください。 鶴岡産材使用種別（構造材等、仕上材、造作材）や使用量の記載が必要です
<p>建築確認申請を 伴う工事を行う方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認済証の写し （10 m²以上の増築を行う場合、交付申請前に建築確認申請を行う必要があります。）

このほか、申請者の状況によって追加で提出をお願いする場合があります。

ご不明な点等ありましたら、建築課建築指導係（内線 484・457）までお問い合わせください。

(3) 耐震補強工事の場合

(旧耐震基準住宅で耐震改修実施後評点 0.7 又は 1.0 以上まで行う場合)

- ①財) 日本建築防災協会「一般診断法」による現状の診断表及び補強計画診断表
- ②築年代(昭和 56 年 5 月 31 日以前着工)がわかる書類(確認済証、検査済証、建物登記簿、権利証等の写し等)を添付してください。

なお、一般診断法による耐震診断は設計事務所所属建築士が実施できます。

※耐震診断については自己負担 1 万 3 千円で市耐震診断補助事業の診断を受けることができます。

(4) その他

○補助対象工事費について

- ・補助対象に含むことができない工事費用がありますのでご注意ください。
(備品となる家電、家具、カーテン等が補助対象外となりますが、詳細はお問い合わせください)

○変更申請について

① 対象工事費が増額になる場合

(ア) 補助金額も増額になる場合

当初申請と同様に、変更工事に着手する前に変更申請が必要です(ただし、市予算残額がある場合)。

(イ) 補助金額は変わらない場合

- ・対象工事費が 2 割以上増額になる場合は、変更工事に着手する前に変更申請が必要です。
- ・対象工事費が 2 割以内の増額の場合は、変更申請は不要です。

② 対象工事費が減額になる場合

(ア) 対象工事費が 2 割以上減額の場合は、変更工事に着手する前に変更申請が必要です。

(イ) 対象工事費が 2 割以内の減額の場合は、変更申請は不要です。

③ その他

工事費に変更無い場合でも工事内容が大幅に変わる場合は変更申請が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

なお、変更により要件を満たさなくなる場合は補助金交付対象外となりますのでご注意ください。

○工事契約書・工事請書、領収書について(実績報告書提出時に写し添付必要となります)

- ・建設業法第 24 条により、建設業許可の有無を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、**建設工事の請負契約とみなされます。**

なお**実績報告書に添付する契約書・請書の写しは、収入印紙が貼り付けてあるものを提出してください。**

○工事カラー写真について(着手前、工事途中、完了時)

- ・要件項目該当にかかわらず、**見積内訳書に計上した工事すべての箇所が確認できる写真が必要**です。
また、段差解消や出入口の幅を拡張する等については寸法が確認できる(スケールを当てた)写真を添付してください。
- ・実績報告時に添付する写真は完了写真以外に**工事途中の写真も必要**となります。
特に断熱材や地産木材使用の構造材、下地材の使用状況は施工状況の写真が無いと要件工事を満たしている事が確認出来ませんのでご注意ください。
- ・機器交換、設備設置の場合は設置する場所、機種番号等型式が確認できる写真も必要となります。

工事内容や完成時期、資金計画について十分ご確認してから申請していただき、後日取下げが無いようお願いいたします。また**工事着工は交付決定通知日以降ですので事前着工はしないでください。**

新型コロナウイルス対策

	工事内容	点数
1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所
1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所
1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所
1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所
1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所
1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所

減災・部分補強

	工事内容	点数
2-1	住宅の既存部分にある壁(幅 90cm 以上のものに限る)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
2-6	柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

・いずれも完成時見えなくなる部分なので、施工中の全景・各金物状況等の写真管理を行ってください。

注) 減災・部分補強要件は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)

	工事内容	点数
3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事 ・申請時、やまがた健康住宅設計適合書のコピーの提出が必要です。 ・実績報告時、やまがた健康住宅の認定証のコピーが必要です。	10点/工事
3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事 ・窓外枠1つを「1箇所」としてカウントします。 ・壁だったところに断熱サッシを設けるのは「新設」にあたるため箇所とみなしません。	5点/箇所
3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 ・既存断熱材から更に断熱性能を向上させる工事を行う場合は、既存と新しい断熱材の性能を対比し、明らかに向上していることを証明する必要があります。	2点/m ²
3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

バリアフリー

	工事内容	点数
4-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 ・1m ² 未満は要件工事に当てはまりません。	10点/m ²
4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
4-3 (1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
4-3 (2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
4-3 (3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
4-3 (4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
4-4 (1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²

4-4 (2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所
4-4 (3)	座便式の便器の座高を高くする工事 ・概ね 2cm 以上高くする工事が対象。 申請時と実績報告時便座高さが分かる写真の提出が必要です。	10 点/箇所
4-5 (1)	長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m
4-5 (2)	長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/箇所
4-6 (1)	外部出入口(玄関等)及び上がりかまちの段差解消又は段差を小さくする工事 または浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事 ・洗い場の面積で計算してください。(1 m ² 未満は要件工事に当てはまりません)	10 点/m ²
4-6 (2)	浴室以外の部分の段差を解消する工事 ・段差をスロープ等で解消する工事の場合は 2 点/箇所計算	5 点/m ² 又は 2 点/箇所
4-7 (1)	住宅出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所
4-7 (2)	住宅出入口のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所
4-7 (3)	イ 住宅出入口の戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10 点/箇所
4-7 (3)	ロ 住宅出入口の戸を吊戸方式に変更するもの	5 点/箇所
4-7 (3)	ハ イ及びロ以外のもの	2 点/箇所
4-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はとこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²
4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所

克雪化工事

	工事内容	点数
5-1(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所
5-1(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事 ・雪止めを数箇所に分けて設置する場合は、雪止め長さを累計した数量が 5m 未満であれば 5 点、5m 以上となれば 10 点	5m 未満は 5 点/箇所、 5m 以上は 10 点/箇所
5-1(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1 階分につき 5 点
5-2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所
5-2(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 ・屋根材表面に滑りやすくなる特殊加工が施されている材料の証明、またその材料を使用していることが分かる写真の提出が必要です。	10 点/箇所
5-2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所
5-3	住宅または住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 ・屋根や敷地に定着した融雪設備が対象。屋根上は電熱式、温水式、ヒートパイプ式、温風式等。敷地内は融雪槽、消雪設備、ロードヒーティング等。工事を伴わず脱着・移動が可能なものは対象外	10 点/箇所

鶴岡産木材利用

6-1	住宅に鶴岡産木材を使用した工事	2.5 点/0.1 m ²
-----	-----------------	--------------------------

※ 要件工事基準点算出表に木材使用予定数量を記載してもらいます。

要件に関する詳細については山形県が作成した「リフォーム補助の手引き」で確認してください。

(手引きダウンロードサイト <https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/support/shien/reform-assistance.html>)

交付申請必要書類

- ・工事着工前に以下の書類を提出していただきます。
 - ①交付申請書（様式1）
 - ②事業計画書（様式2） 及び 補助金額算出表（様式2-別）
 - ③工事基準点算出表（様式3）
 - ④リフォーム工事見積書（内訳も必要です。）
 - ⑤リフォーム計画図面（工事箇所が分かる図面が必要です。）
 - ⑥着工前の写真（見積内訳書で計上した工事予定箇所が分かる写真。）
 - ⑦納税調査承諾書（様式4）
 - ⑧固定資産税納税通知の写し
 - ⑨交付申請添付書類チェックリスト（様式5）

実績報告必要書類

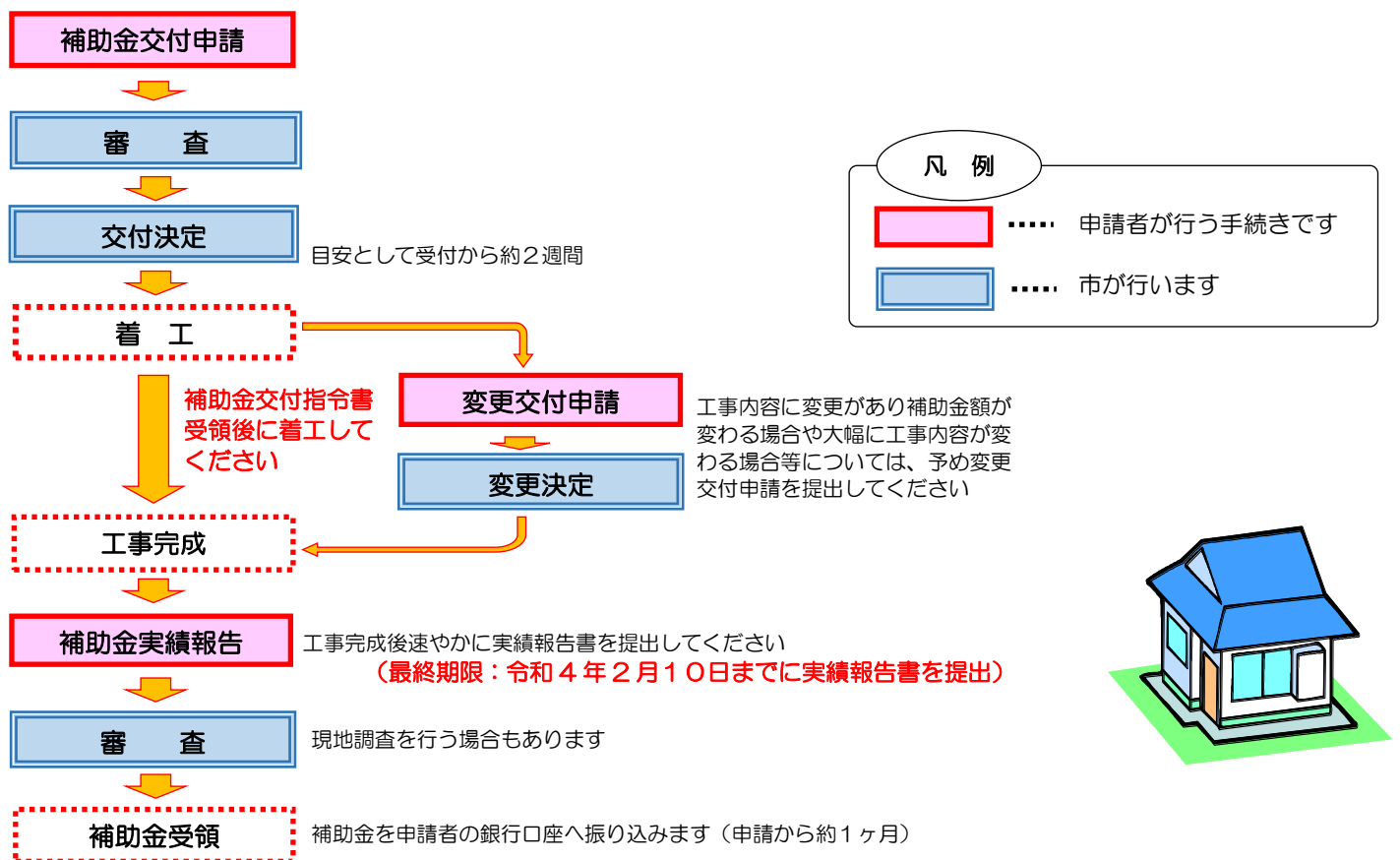
- ・工事完成後、以下の書類を提出していただきます。（様式は、交付決定時、交付指令書に同封して送付します）

- ①補助事業等実績報告書（様式9）
- ②事業実施書（様式10）
- ③補助対象となるリフォーム等工事の契約書写し
- ④補助対象となるリフォーム等工事の領収書写し
- ⑤工事箇所の工事写真及び完成写真
- ⑥補助金の請求書（様式13）
- ⑦アンケート用紙

木材活用の場合は鶴岡産材等木材内訳書「やまがたの木」認定事業者認定書の写し、「やまがたの木」認証制度の「販売管理表」の写しが必要です。このほか、移住世帯などの場合、住民票など追加書類を提出いただくことがあります。

※ 必要書類の様式は、建築課の窓口で配布します。（市ホームページからもダウンロードできます）

手続きの流れ



申請手続き、要件工事についてなどご不明な点がございましたらお問い合わせください。

問い合わせ先

鶴岡市 建設部 建築課 建築指導係 TEL 0235-25-2111 (内線 484・457)